平成２１年（フ）第８５６号
奈良市東九条町355番地の７
債務者　佐藤　知子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１８３号
山口県柳井市古開作1164番地７
債務者　柿本　一重
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第７５０号
大分市大字一尺屋1595番地、住民票上の住所
大分市大字一尺屋1602番地
債務者　濱田　玉美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７５７号
大分市大字小池原801番地の１市営１Ａ４―118
債務者　佐々木寿江（旧姓秋吉）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７６１号
大分県別府市石垣西８丁目３番50号　グリーンコーポ荒金Ａ102号
債務者　川内由紀子（旧姓成重）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７６４号
大分市中鶴崎１丁目３番19号
債務者　山田　典史
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第９５６２号
大阪市旭区新森３丁目17番26号　サンハイツ202
債務者　近藤萬里子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８２７号
大阪府高槻市三島江２丁目10番32号、住民票上の住所大阪府茨木市東奈良２丁目12番23号
債務者　花井　正実
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８２８号
大阪府高槻市三島江２丁目10番32号、住民票上の住所大阪府茨木市東奈良２丁目12番23号
債務者　西口佐智子（旧姓花井）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２４７号
大阪府茨木市末広町５番22号
債務者　林　　義雄
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２８４号
大阪府大東市中垣内２丁目17番36号
債務者　福田　照生
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９号
大阪市淀川区宮原２丁目13番12―906号
債務者　小西　智子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６号
大阪府門真市大橋町21番５号
債務者　酒井　啓二
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３３号
大阪府守口市八雲中町１丁目24番１号
債務者　伊藤　順平
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５０号
大阪市東淀川区大桐１丁目５番７号　ハイツロイヤル２―Ｆ号
債務者　増田ゆかり
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７７号
大阪府高槻市上田辺町９番31号
債務者　前田恵津子（旧姓岡嶋）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７９号
大阪市大正区鶴町１丁目14番27号
債務者　富田　恭世
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８４号
大阪市生野区鶴橋１丁目３番18―606号
債務者　中尾　良教
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部